

学校、家庭等における新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

1 今後の対応について

1 児童、教職員、本人の感染が判明した場合

児童・・・治癒するまで出席停止（学校保健安全法第 19 条）

教職員・・・治癒するまで出勤しない。

* 感染拡大防止のため、県と協議の上、臨時休校等の措置をとる場合もあります。

2 児童、教職員、本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間出席（出勤）停止。学校と連絡を密にさせていただくとともに、朝晩の検温や呼吸器症状の有無を確認するなど健康観察の徹底をお願いします。

3 児童、教職員、本人に感染の疑いがある場合

児童・・・登校を自粛する。（学校保健安全法第 19 条）

教職員・・・出勤を自粛する。

* 感染の疑い・・・37.5 度以上の発熱がある。

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

嗅覚、味覚に異常が感じられる。

発熱の有無にかかわらず、体調に不安がある場合についても同様の対応をお願いします。速やかに下記「帰国者・接触者相談センター」に電話相談の上、指示に従い医療機関の受信結果等を学校に報告してください。

砺波厚生センター 0763-22-3512

市で新たに開設された健康相談窓口（地域包括医療ケア部）

設置個所 福光保健センター

受付時間 8:30～17:15

電話番号 0763-52-1767

※夜間は砺波厚生センターを相談先とします。

4 家庭での留意点等について

新型コロナウイルス感染症や感染の疑いがある児童が判明した場合、臨時休校などについては、学校のHP、安全メール等により、速やかにお知らせします。

急なご案内となることもあることを、あらかじめご了承ください。

- ・ 毎朝必ず検温してください（自分で検温する習慣付けをすることが望ましいです）
- ・ 手洗いや咳エチケットの徹底、マスクの着用を心がけてください。
- ・ 発熱や咳、咽頭痛等の健康観察を徹底していただき、疑わしい症状がある場合は速やかに学校に報告してください。
- ・ 新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見が生まれぬよう、正しい知識に基づきお子様と接していただきますようお願いいたします。

5 学校での新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組について

ア 以下のことについて指導します。

- ・ 手洗い・うがいを日常的に行うこと
- ・ 手洗いは石けんを用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布等で水を十分に拭き取ること
- ・ 人ごみへの不要不急な外出を控えること
- ・ 十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと
- ・ 室内の換気に努めること など

イ 校内への消毒液の設置とドアノブなど手指がよく触れる部分の定期的な消毒を実施します。

ウ 学校給食は、「学校給食衛生管理基準」を徹底します。会食にあたっては、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとります。

エ 昼休みや終業時など児童生徒の体調に変化がないかを定期的に観察します。体調に変化が見られた場合は、速やかに保護者に連絡いたします。

オ 保護者等校外の方も参加する行事や、人数が集まる活動については“3つの密”の条件を回避できない場合は「中止」または「延期」とします。

※3つの密・・・「密閉」「密集」「密接」

6 その他

- ・ 閉鎖空間となるスクールバスの利用は換気や席の配置に工夫します（アルコール消毒液をバス内に配置するので、乗車時に使用すること）。乗車に際して不安な方は送迎されても結構です。